

警察庁文書決裁規程

〔昭和34年7月1日〕
警察庁訓令第10号

最終改正 令和2年12月25日 警察庁訓令第11号

(原則)

第1条 警察庁における文書の決裁は、この訓令の定めるところによる。

(長官の決裁事項)

第2条 国家公安委員会文書決裁規則（平成10年国家公安委員会規則第7号）各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項については、警察庁長官（以下「長官」という。）の決裁を受けなければならない。

- (1) 内閣府令案
- (2) 国家公安委員会告示で重要なもの
- (3) 警察庁訓令
- (4) 請願書、建議書、陳情書等の処理で重要なもの
- (5) 通達、指示等で特に重要なもの
- (6) 照会、通知、報告、回答、承認等で特に重要なもの
- (7) 連絡、申合せ等で特に重要なもの
- (8) 前3号に掲げるもののほか、警察庁の所掌事務に関することで特に重要なもの

(次長の専決事項)

第3条 前条各号に掲げる事項のうち、長官が特に指定するものについては、警察庁次長（以下「次長」という。）は、専決することができる。

(官房長、局長等の専決事項)

第4条 次に掲げる事項については、所管の長官官房長（以下「官房長」という。）又は局長は専決することができる。ただし、官房長が特に指定するものについて総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官、技術審議官又は首席監察官は専決することができ、刑事局又は警備局にあっては、刑事局長又は警備局長が特に指定するものを除き、部長は専決することができる。

- (1) 内閣府令案で軽易なもの
- (2) 国家公安委員会告示

- (3) 警察庁訓令で軽易なもの
- (4) 請願書、建議書、陳情書等の処理
- (5) 通達、指示等で重要なもの
- (6) 照会、通知、報告、回答、承認等で重要なもの
- (7) 連絡、申合せ等で重要なもの
- (8) 前3号に掲げるもののほか、所管の事務に関することで重要なもの
(課長等の専決事項)

第5条 次に掲げる事項については、所管の課長（課長に準ずる職を含む。以下同じ。）は、専決することができる。

- (1) 国家公安委員会告示で軽易なもの
- (2) 請願書、建議書、陳情書等の処理で軽易なもの
- (3) 通達、指示等
- (4) 照会、通知、報告、回答、承認等
- (5) 連絡、申合せ等
- (6) 前3号に掲げるもののほか、所管の事務に関すること。

2 前項第4号から第6号までに掲げる事項で軽易なものについては、課の上級の職員は、専決することができる。

(代理決裁)

第6条 起案文書の決裁者が不在の場合において、急速な処理を要するときは、代理決裁を行うことができる。

2 前項の規定により代理決裁を行ったときは、事後速やかに、代理決裁として処理した旨を決裁者に報告するものとする。

3 代理決裁者は、次に定めるとおりとする。

- (1) 長官については、次長
- (2) 次長については、所管の官房長又は局長
- (3) 官房長又は局長については、部の所掌事務については部長、その他の事務については所管の課長
- (4) 部長については、所管の課長
- (5) 課長については、あらかじめ当該課長の指定する理事官又は課長補佐

4 前項第3号及び第4号の所管の課長による代理決裁の場合において、総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官又は審議官が命を受け当該代理決裁に係る事務を総括整理しているときは、同項の規定にかかわらず、当該総括審議官、政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官又は審議官が代理決裁を行うものとする。

(官房長の定める事項等)

第7条 この訓令に定めるもののほか、警察庁における文書の決裁に関し必要な事項は、官房長が定める。

2 長官官房企画課長は、この訓令の運用に関し疑義があるときはこれを裁定するほか、この訓令の運用に関し必要な細目を定めることができる。

(附属機関等における決裁)

第8条 警察庁の附属機関及び地方機関における決裁に関しては、この訓令に準拠して、当該各機関の長（当該機関が四国警察支局である場合にあっては、中国四国管区警察局長）が定めるものとする。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この訓令は、昭和34年7月1日から施行する。